

国 対 する 要 望

令和7年5月

仙 台 市

仙台市政の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市では、次世代放射光施設ナノテラスを核としたリサーチコンプレックスの形成やスタートアップ・エコシステムの形成によるイノベーションと雇用の創出などによる持続的な経済成長に取り組むとともに、多様な人材が活躍できる仙台らしいダイバーシティの推進により、「世界から選ばれるまち」を目指したまちづくりに取り組んでおります。

東日本大震災から14年が経過し、この間、国においては、数次の予算措置や関連法の制定など、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。本市においては、昨年10月に、国連防災機関より、「MCR2030 レジリエンス・ハブ」に国内で初めて認定されるなど、震災の経験や教訓をもとに進めてきた防災環境都市づくりが国際的にも高く評価されているところです。今後もこうした知見を活かしながら、「よりよい復興」に向けて歩みを進める本市の新たな魅力や投資・雇用の創出、災害文化の創造・発信などに全力を注いでまいります。

今般の急激なエネルギー価格の高騰により、市民生活や事業活動が厳しい状況に置かれており、臨時交付金も最大限活用しながら支援してまいりましたが、物価高騰が長引く状況にあるほか、米国の関税措置による影響も懸念されるところであり、今後も継続的な支援が必要な状況です。

また、全国的な人口減少や少子高齢化は確実に進行し、とりわけ東北におきましては深刻な状況となっております。子育て支援や教育環境の充実など、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりを進めるほか、国内外からの交流人口の拡大を図る取組みなどを通じて、東北の中核都市として東北を牽引する役割を果たしてまいり所存ですが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くあり、国によるなお一層の強力な支援が必要でございます。

このような状況から取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和7年5月

仙台市長 郡 和子

目 次

(一部新規要望項目：○)

I 地域経済の力強い成長に向けた支援

- 1 仙台・東北の持続的な経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- 2 交流人口の拡大と都市の国際化に向けた支援・・・・・・・・ 5
(法務省、財務省、国土交通省)

II デジタル社会の実現に向けた支援

- 1 まちのデジタル化に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 2 行政のデジタル化に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(デジタル庁、総務省、厚生労働省)

III 防災環境都市づくりに向けた支援

- 1 災害文化の発信と継承・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)
- 2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援・・・・ 1 3
(内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、国土交通省)
- 3 杜の都の豊かな環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

IV 物価の高騰等による影響への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省)

V 教育・子育て・福祉環境の充実にに向けた支援

- 1 不登校対策の推進に向けた支援の充実・・・・・・・・・・・・ 2 3
(文部科学省)
- 2 教職員体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
(文部科学省)
- 3 子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
(内閣府、文部科学省、厚生労働省)
- 4 福祉環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
(内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省)

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

- 1 公共施設やサービスの持続的な提供・・・・・・・・・・・・・・ 35
(総務省、文部科学省、国土交通省、環境省)
- 2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進・・・・・・・・・・ 39
(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

I 地域経済の力強い成長に向けた支援

1 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省)

要望項目

1. NanoTerasu の運用安定化・機能拡充・利用促進により成果創出の促進を図ること
2. スタートアップ・エコシステムの形成・発展に向け、スタートアップ・エコシステム拠点都市における財政措置の拡充や人材育成の取組みへの財政支援を行うこと
3. 産学官金連携によるスマートシティの取組みを通じた、地域・社会課題を解決する先端サービスの創出や実装が早期に可能となるよう、規制改革の推進に必要な措置を講じること。また、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること
4. 自動運転による物流ネットワークの実現に向けた環境整備を行うこと
5. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行う有効な動機づけとなるよう、制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする
6. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う改修等に対する財政措置を講じること
7. 中央卸売市場再整備の補助について十分な財政措置を行うとともに、集出荷を担うトラックドライバー等の労働環境改善を図るための施設整備及び場内事業者の負担軽減等につながる必要な財政措置を講ずること

- 3GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (以下「ナノテラス」という。)は、2024 年 4 月の運用開始以降、徐々に企業・団体の活用が進んできており、また、企業の研究開発拠点が立地し始めている。一方、ナノテラスの立地を契機としたリサーチコンプレックスの加速的な形成に向けては、施設の運用安定化に加え、さらに多くの企業・団体に継続的にナノテラスを活用いただくための機能拡充や利用促進策が求められることから、必要な経費を財政措置されることが重要である。
- 本市は 2020 年 7 月にスタートアップ・エコシステム拠点都市に選定され、産学官金が連携し、スタートアップ支援環境の充実に取り組んできた。また、2023 年度より、東北にゆかりのある若者を対象に、世界最先端のアントレプレナーシップ教育の提供や米国のスタートアップ先進地での実地研修などの取組みを開始した。東北のスタートアップ・エコシステムの発展に向け、こうした人材の育成やスタートアップの海外展開支援を、交付金等を活用しつつ進めているが、これをさらに発展

させるために、第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市の選定に向けて東北エリアの大学・教育機関とも連携して東北一体での申請をしたところである。地方創生を果たしていくためにも、さらなる発展を遂げるためにも国の財政措置の拡充が求められる。特に、地方独自の人材育成の取組みへの財政支援が必要である。

- 本市は、2015年度の国家戦略特別区域への指定以降、これまで19メニュー24事業での規制緩和を実現してきた。また、仙台・東北から未来を切り拓くスマートシティのフロンティアとなることを目指して、東北大学及び約80の参画事業者とともに、「仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会」の枠組みを活用した産学官金連携の取組みを推進している。引き続き、東北大学や民間事業者との連携を一層深め、先端的サービスの創出とそれに伴う規制改革の取組みを加速化するため、適切な支援措置を求める。
- 本市では、高速道路（仙台南部道路）インターチェンジ周辺で予定されている土地区画整理事業地内に、インターチェンジに直結し、自動運転トラックの受け入れを可能とする基幹物流施設の実現を目指す構想があり、2024年6月に、本市、土地区画整理組合設立準備委員会、物流施設開発事業者との間で、構想実現に向けた覚書を締結した。当該物流施設は、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に定義された「モビリティ・ハブ」に該当するものとして、東北地方における自動運転による物流ネットワークの構築に寄与するものと考えているが、その実現に向けては当該物流施設に接続する専用ランプウェイ等の整備にかかる支援措置や、接続する高速道路についてハード・ソフト・ルールの面から自動運転を支援する運行環境の整備が必要である。
- 地方拠点強化税制については、賃借がオフィス減税の対象ではないことや雇用要件等が障壁となり、指定都市における認定実績が少ない状況にある。地方創生の推進や大規模自然災害発生等のリスク分散の観点からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、要件緩和のうえ2025年度以降も継続が必要である。
- 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まるなど、長年「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担ってきたものの、近年、大型店の郊外出店やインターネット通販の拡大、物価高騰等の影響、また、組織力の低下により、商店街を取り巻く環境は厳しい状況にある。そうした中、老朽化したアーケード等の改修等が進まなければ、商店街の賑わい低下にもつながりかねず、本市経済に大きな影響を及ぼすことが危惧される。
- 本市の中央卸売市場は築後51年が経過し老朽化が進み、東日本大震災等による

施設設備の損傷等も著しいことから、再整備計画を進めている。また、仙台市中央卸売市場は、東北の拠点市場として仙台市民をはじめ、東北で暮らす方々に対し、安全安心な生鮮食料品を安定供給していく重要な役割を担っており、市場機能の強化が不可欠である。そのため、コールドチェーンの対応など場内温度を一定に保てる施設の整備等のもとより、物流の変化に対応し、集出荷を担うトラックドライバー等の労働環境改善に資する施設の整備のほか、再整備後も引き続き安定的に食品を供給できるよう、場内事業者に対しても再整備に伴う負担軽減のための十分な財政措置が必要である。

2 交流人口の拡大と都市の国際化に向けた支援

(法務省、財務省、国土交通省)

要望項目

1. 地方自治体や民間事業者等の取組みを支援し、仙台・東北への誘客促進を後押しすること。また、東日本大震災からの復興に向けて歩む地方自治体の取組みに対して継続的に支援すること
2. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること
3. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線の全面的な再開と更なる拡充に向けて、空港スタッフの安定的な確保と育成も含め強力な支援策を講じること
4. 国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと
5. 広域道路ネットワークである国道4号バイパス等の整備促進や本市の幹線道路整備に対する確実な財源措置を講じること。また、2025年4月に重要物流道路に指定された国道48号仙台西道路について、機能強化の上、特殊車両の通行規制の解除を図るほか、国道48号の事前通行規制区間解除に向けた対策を図ること
6. 本市への外国人転入者の増加を見据え、各種手続きの円滑化を図るため、上陸許可時に在留カードを交付する空港に仙台空港を追加すること

- 様々な分野で都市間競争が激しさを増す中、課題先進地とも言われ、人口減少・高齢化が進む東北において、観光を基軸とした交流人口の拡大は、地域の持続的な発展にとってますます重要性が増している。本市では新たに「仙台市観光戦略 2027～Into a New Era～」を策定し、ハード・ソフト両面で思い切った投資を行いながら、「攻めの観光」の取組みを推し進めていくこととしているが、仙台・東北への誘客を一層促進するためには、国からの継続的な財政支援が必要である。
- 仙台市東部地域は、東日本大震災以降、防災集団移転跡地に新たな集客施設の立地が進むなど、復興まちづくりの取組みが進んでいる。2024年度は、国のブルーツリーズム推進支援補助金も活用し、震災以降初めて海水浴場を試行再開した。今後、海水浴場の本格再開や周遊を促進するループバスの運行などを予定しており、沿岸部の賑わい創出に向けた取組みに対し、国による継続的な財政支援が重要である。
- 2024年は全国の訪日外国客数が過去最高となっており、東北においても過去最多であった2019年を大きく上回る結果となったが、全国に占める割合は依然として1.4%程度にとどまっており、更なる認知度向上及び誘客が必要である。また、仙台・東北の認知度向上に向けて継続的な取組みを実施するため、新たな観光コン

テンツの造成だけでなく、既存コンテンツのプロモーションに活用可能な補助金等の財政支援が必要である。

- 仙台空港は、新型コロナウイルス感染症の影響により国際線が全便運休となったが、2023 年 1 月以降順次再開し、2024 年 12 月には香港線が約 13 年ぶりに復活するなど、国際路線の拡充が進んでいる。しかしながら、流出したグランドハンドリングや保安検査員等の人材不足が課題となり、新規就航や路線の拡充に対応できない状況となっている。
- 新型コロナウイルス感染症収束後、本市の MICE 開催状況は回復傾向にあるものの、2024 年の開催件数は 2019 年の約 8 割に留まり、オンラインと併用したハイブリッド開催の浸透により、現地参加者数は約 7.5 割に留まった。本市における国際会議等の継続的な開催が東北地方全体の交流人口拡大と地域経済回復につながることから、引き続き国の強力な支援が不可欠である。
- 物流の重要性や国土強靱化の必要性など新たな社会・経済の要請に对应していくため、宮城県と共同で宮城県新広域道路交通ビジョン及び計画を 2021 年 6 月に策定し、広域的な道路ネットワークの更なる強化を進めることとしている。この計画に基づき、国道 4 号バイパスの若林 4 丁目交差点から卸町交差点間等の渋滞の著しい箇所について、早急に整備方針を策定し事業着手するとともに、事業中の国道 4 号バイパス「仙台拡幅」の早期完成に取り組むことが重要である。
- また、広域的な連携・交流・物流を支える道路ネットワークの更なる強化に向けて、本市が進めている都市計画道路等の幹線道路を着実に整備するため、補助金及び社会資本整備総合交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要である。
- さらに、国道 48 号の平常時及び災害時を問わない安定的な物流確保のため、2025 年 4 月に重要物流道路に指定された仙台西道路において、仲ノ瀬橋の補強などの機能強化を行い、特殊車両の通行規制の解除を図るほか、事前通行規制区間解除に向けた対策等の機能強化が必要である。
- 東北大学の国際卓越研究大学への認定や、様々な業種における外国人材の雇用が進んでいること等により、今後、外国人住民の県内への転入増加が見込まれている。
- 外国人の入国に当たり、中長期滞在者（3 か月以上）が必要とする在留カードは、国内主要空港着の方には空港で即日発行されるが、仙台空港は対象外であり、住民登録後に地方出入国在留管理官署から自宅に郵送されるまで 10 日程度を要する。これにより、証明書類に在留カードが必要な銀行口座の作成等に時間を要し、公共料金や給料など各種手続きが進まず生活に支障が出ることが想定される。仙台空港を利用する方の増加が見込まれる中、転入者目線の利便性の向上が必要である。

Ⅱ デジタル社会の実現に向けた支援

1 まちのデジタル化に向けた支援

(内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

要望項目

1. データ連携基盤の維持・拡充に係る所要の財政措置を行うこと
2. デジタルに不慣れな方を支援するとともに、国や自治体のデジタル化施策の普及啓発にも資するため、国のデジタル活用支援推進事業等においては、地域の実情や市民ニーズに応じた柔軟な活用を可能とすること
3. 児童生徒に対する ICT 教育の推進に要する経費について十分な財政措置を行うこと。特に、1人1台端末の更新にあたっては、高等学校段階も含めて自治体負担が生じることのないよう財政措置を行うこと
4. 将来的な医師不足等を見据え、地域の実態に合ったオンライン診療が効率的に実施できるよう、環境整備に努めること。特に診療カーを用いた「D to P with N 型」オンライン診療を効率的かつ持続的に実施できるよう、診療報酬体系を含む制度面の改善を図ること
5. 自動運転レベル4の早期実装に向けて、財政支援を拡充するとともに、車両や運行ルートの認可にあたり、自治体や運行事業者への伴走支援を充実させること

- 本市では、スマートシティの加速的推進に向け、データ連携基盤を導入しているが、国のデータ連携基盤に関する支援措置が各都道府県で1つに限るとの方針を踏まえ、今後他の自治体との共同利用も見込んでいる。このことから、データ連携基盤の安定的な維持管理や機能拡充のための所要の財源確保が大きな課題となっている。
- 本市は民間事業者と連携してデジタル活用支援推進事業「地域連携型」(情報通信利用促進支援事業費補助金)を活用したスマートフォン講習会等を開催してきたが、2024年度より携帯ショップがある自治体として「地域連携型」の補助対象から外れることとなった。
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、身近な場所でスマートフォン教室の実施に取り組むこと、デジタルに関する困り事全般を相談できる体制の充実を促していることから、国による継続した支援が不可欠である。さらに、講習ニーズの高いキャッシュレス決済など、生活に密着したアプリケーション等も補助対象とすることが求められる。
- 1人1台端末を活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種学習者支

援ツールの導入、授業目的公衆送信補償金、ICT 支援員の配置といった自治体負担が生じている。また、国が積極的な活用を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るが、公平な教育機会の確保のため、ICT 通信環境が整っていない家庭への通信端末貸与による支援を行うなど、1 人 1 台端末の運用に係る自治体の負担は大きいことから、国において十分な財政措置を講じる必要がある。特に、1 人 1 台端末の更新にあたっては、補助制度が創設されているものの、自治体財政に与える影響がなお大きく、高等学校に関しては未だ補助制度が無いことから、更なる支援が必要である。

- 本市は、2020 年度よりオンライン診療の実証実験を実施し、2023 年度に診療カーを用いたオンライン診療のサービスを開始した。効率的な診療実施のため、2024 年度はサービス付高齢者住宅に診療カーを派遣し、複数人の診療を実施すると共に、診療報酬体系については、「看護師等遠隔診療補助加算」に係るへき地要件の緩和を提案したところである。国においても、医療法にオンライン診療の総体的な規定を設ける動き（「特定オンライン診療受診施設」の設置）があるが、今後も、効率的かつ質の高い「D to P with N」型オンライン診療実施のため、各種制度面の改善が必要である。
- 2024 年 10 月に、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」を活用し、仙台市地下鉄東西線国際センター駅と仙台城跡の区間において、自動運転レベル 2（部分自動運転）のバス運行実験を実施した。今後も引き続き、国の補助金を活用した自動運転の実証を進め、レベル 4 での実装を目指している。一方で、2025 年度から補助金の補助率が下がり、自治体負担が生じているため、経費の観点から十分な実証が実施できないリスクが生じている。また、自動運転の審査に必要な手続きや審査内容の明確化・円滑化の取組みが進められているところではあるが、現状では自動運転レベル 4 の認可が長期化している。自動運転による地域交通を推進するためには、財政支援の拡充と関係省庁との緊密な連携によるきめ細やかな伴走支援が必要である。

2 行政のデジタル化に向けた支援

(デジタル庁、総務省、厚生労働省)

要望項目

1. マイナンバーカードについて、安全で安定的な運用環境の整備と引き続き普及に関する支援を行うこと。また、更新手続きのオンライン化等、市民・自治体の負担軽減を行うこと
2. 全ての国民健康保険の被保険者に、2024 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことを理解してもらえよう、周知・広報を徹底し、発行済の従来の被保険者証の有効期限後も、混乱することなく医療機関等を受診できる環境を整備すること
3. 標準準拠システムへの移行経費のみならず、ガバメントクラウド利用料などの運用経費に対しても十分な財政支援を行うこと
4. 行政サービスのデジタル完結に向け、行政からの処分通知や証明書等を利用する民間事業者等に対して、電子化された処分通知等の受け入れや情報連携が円滑に行われるよう調整・働きかけを行うこと。特に、民間手続を含めた引っ越し手続のオンライン化・ワンストップ化については、多くの事業者・自治体の参入を促すため、地域をまたいでスムーズに利用できる仕組みの構築に向け関係事業者に働きかけるなど、費用面や運用面も含め、国として積極的に調整を行うこと
5. 住居表示業務の効率化を図るため、国主導で住居表示業務にかかる共通システムを導入し、台帳を電子図面化すること

- 本市におけるマイナンバーカードの保有枚数率は 2025 年 3 月末現在で約 8 割となっているが、誰一人取り残されないデジタル社会の実現のためには、さらなる普及促進支援が必要であるほか、カードの交付やカードおよび電子証明書の更新、マイナ保険証の利用申込や公金受取口座の登録・変更等の手続に係る市民・自治体の負担軽減が図られる必要がある。
- 特に 2025 年度以降は、マイナポイント実施時にカードを取得した市民の電子証明書有効期限が一斉に到来することから、窓口の混雑・事務負担の増大が懸念されるため、更新手続きのオンライン化などにより、市民・自治体の負担軽減が図られる必要がある。
- 本市では、従来の被保険者証の有効期限が 2025 年 9 月 30 日となるため、被保険者の受診に支障が生じることのないよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて、丁寧な説明や制度の周知徹底を国の責任において図るとともに、医療機関等の理解と協力が得られるよう、国において必要な支援を行うなど、あらゆる

措置を積極的に講じることを求める。

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針において、標準準拠システムへの移行目標が「2025 年度まで」と明記されたが、移行が困難なシステムについては所要の移行完了の期限を設定すると当該方針が改定された。現行の情報システムに係る契約を途中解約する場合には違約金も発生するため、それらの費用についても財政措置が必要である。デジタル基盤改革支援補助金は、移行に要する経費は全額補助対象とされているが、自治体規模に応じて補助基準額の上限が設けられ、移行経費全体を到底賄えるものではない。また、今後、ガバメントクラウド利用料および現行運用経費の増加分については、移行状況に応じ交付税として措置される予定であるが、十分な交付額となるよう求める。
- 行政サービスのデジタル完結に向けては、各自治体における処分通知や証明書の電子化の取り組みと合わせて、デジタル化した処分通知等を民間事業者等が受け入れる環境の整備が必要であるところ、この点については各自治体での取り組みには限界があるため、国主導の働きかけが必要である。
- 本市では、民間事業者と連携のもと、2024 年 3 月に導入した「SENDAI ポータル」アプリ及び連携する民間引っ越しポータルサイトを活用し、2025 年度中に、自治体への転出届等と民間手続きを集約しつつ、氏名・住所等の入力を最小限とする引っ越しワンストップサービスの構築を目指している。しかし、連携する引っ越しポータルにおいて、手数料などの費用が負担となり、参入に慎重なインフラ事業者もいる状況である。市民の負担軽減に繋がる効果的なサービス実現には、多くのインフラ事業者の参入が必要であり、そのための負担軽減が図られる必要がある。
- また、引っ越しポータルサイトについては、全国共通のプラットフォームが整備される、もしくは複数プラットフォーム間においてもスムーズにデータ連携等がなされることが理想であり、市町村主体の取り組みには自ずと限界がある。引っ越しポータルサイト事業者・業界団体・広域インフラ事業者への働きかけや、サイト間のデータ流通にかかる調整など、国が主体となった取り組みが必要である。
- 住居表示台帳の整備・運用に係る事務は全国の自治体で概ね共通であるが、デジタル庁が全国 225 の自治体で調査を実施した結果、約 7 割の自治体が紙で住居表示台帳を運用しており、情報の検索や現況との突合等に事務負担が生じている。また、副本が存在しないため災害等による滅失の危険性もある。全国共通のシステムを導入し、台帳を電子図面化することで、申請者の利便性向上や職員の事務負担軽減が図られるのみならず、国において進めている、住所・所在地を一元管理する「アドレス・ベース・レジストリ」の整備のためにも共通システムの導入は必要である。

Ⅲ 防災環境都市づくりに向けた支援

1 災害文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)

要望項目

1. 「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析の取組みを踏まえ、本市の取組みについての国内外への発信機会の確保や、枠組の推進に資する各地の防災力向上の取組みに対して、継続して支援すること
2. 「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3月11日を防災教育と災害伝承の日とすること
3. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

- 本市では、2015年に「第3回国連防災世界会議」が開催され、2030年までの国際的な防災の取組方針である「仙台防災枠組」が採択されたほか、2017年から隔年でスイスのGRFダボスと連携した国際会議「世界防災フォーラム」を東北大学等の地元関係団体とともに開催するなど、東日本大震災の教訓を生かし、世界に発信する防災環境都市づくりを進めてきた。
- 「仙台防災枠組」が折り返しの時期を迎える機会に、本市は枠組採択の地として、地方自治体レベルでの中間評価に取り組み、2023年5月には、米国・ニューヨークで開催された「仙台防災枠組実施状況の中間評価にかかる国連ハイレベル会合」において、成果を報告した。今後も「仙台防災枠組」を推進するため、防災関係国際会議等での本市の取組みの発信機会の確保や本市及び国内外の自治体の防災力向上の取組みの促進など、国の継続的な支援が必要である。
- 震災をはじめとする様々な災害の経験と教訓を生かし、各地の防災力向上に貢献する「災害文化（防災・減災の取組みをはじめとする、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化の呼称）」について、その創造を担う「中心部震災メモリアル拠点」整備に係る検討を進めており、また、東北大学等の研究機関や市民団体等の多様なステークホルダーと連携し、「災害文化」の発信事業と人材育成等に取り組んでいる。「災害文化」を創造し国内外に広く発信することは、世界各地の防災・減災の取組みへの貢献となるため、積極的な国の支援が不可欠である。
- 現在の国際的な防災指針である「仙台防災枠組」の実現に向けては、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。震災後、東北大学には、災害科学国際

研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や「仙台防災枠組」のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。

2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援

(内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、国土交通省)

要望項目

1. 激甚化・頻発化する自然災害や令和6年能登半島地震など、昨今の災害状況も踏まえた上で、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取り組みを進めるため、国土強靱化実施中期計画を出来る限り速やかに策定すること。また、資材価格の高騰等も勘案した上で、これまでを大きく上回る規模の防災・減災、国土強靱化に特化した予算・財源を別枠で確保し、確実に措置すること。さらに、大規模自然災害に即応するため、地方整備局等の体制の充実・強化に取り組むこと
2. 2025年度までとされている緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債の期限を延長するとともに、恒久化について検討をすること
3. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる津波避難施設の確保促進のため、鉄骨造建物等の津波に対する安全性の確認を容易にする手法を整理すること。特に、浸水深が浅いエリアについては鉄骨造の建物でも避難先として活用できる可能性が高いことから早急に対応すること。また、津波からの更なる安全確保のため、津波に対する安全性が確認された建物の居住者等については、洪水等と同様、屋内安全確保(垂直避難)も可能となるよう「避難情報に関するガイドライン」に明記すること
4. 老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度について更なる拡充を行うこと。併せて、自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策の支援制度を構築すること
5. 「みなし仮設」について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと
6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の国に対する償還期間については、自治体の回収状況やその困難性を踏まえた十分な年数とすること。併せて、債権回収に向けた取組みに係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること
7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること
8. 防災集団移転促進事業で取得した土地について、事業完了から一定期間(10年)を経過した場合は、国の事前承認が不要な「包括承認」の対象とすること
9. 出先機関を含めた防災庁の設置について、防災・減災に関する様々な取組みを実施してきた本市を候補地とすること

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、2025年度が最終年度であり今年4月には第1次国土強靱化実施中期計画の素案において事業規模は今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については適切に反映することが示されたものの国土強靱化計画の出来る限り早期策定と計画に基づく確実な予算措置が課題である。
- また、令和6年能登半島地震などの災害状況を踏まえ、継続的に国土強靱化に取り組むためには、緊急自然災害防止対策事業債等による確実な財源措置と地方整備局等の体制の充実・強化が必要である。
- 東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための事業を対象とした「緊急防災・減災事業債」と、緊急的に実施する必要性が高く、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するための事業を対象としている「緊急自然災害防止対策事業債」は、災害対応に必要な消防車両や耐震性防火水槽、消防団施設の整備、橋梁の耐震化、道路法面の土砂災害防止対策や道路施設の予防保全のための対策等、本市のみならず全国の自治体における防災・減災対策の充実強化や大規模災害への備え強化に対して大きな推進力となっている。
- 当該財政措置は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ2025年度まで延長されたが、全国各地で大規模な自然災害が発生し、今後も巨大地震の発生が懸念されることから、災害対応体制の強化を促進していく必要がある。
- 2022年5月に宮城県より津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が公表されたことに伴い、民間施設を含む津波避難施設が津波に対して安全な構造であることを確認する必要がある。構造確認においては、構造計算等により詳細に確認する必要があると、多くの時間を要することが課題となっているため、国において鉄骨造建物の構造安全性を簡易に確認する手法を整理する必要がある。浸水深が深い場合を考慮すると手法を示すことが難しい場合、浸水深が浅いエリアに限定された手法でも、新たな津波避難施設の拡充を進める上では有効である。
- 津波からの避難は、浸水域外や指定緊急避難場所等への立退き避難が基本であると国から示されている。一方、多くのマンション等は入口が施錠されていることから、外部からの避難が難しく、指定緊急避難場所に指定することが困難である。しかしながら、津波避難エリア内にある既存建物の津波避難施設の指定および安全性が確保された建物における居住者等について垂直避難が可能となれば、津波災害時の早期避難に資することができることから、垂直避難も可能とする旨を「避難情報

に関するガイドライン」に明記すべきである。

- 2022 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震など、近年頻発する自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。また、老朽化した擁壁に対して事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災対策につながるものである。
- 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、既に被災者が締結している賃貸契約を解除したうえで、再度 4 者間（被災者、仲介業者、家主、都道府県または救助実施市）で契約を結び、家賃を家主に支払い直すなど、それぞれに多大な事務負担が生じている。「みなし仮設」は、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な支援を可能として、事務を簡素化することは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。
- 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している。こうした中、2024 年 6 月より、借受人から本市への当初の約定償還期限が順次到来している。国は 2025 年 4 月、自治体に対する償還期間の延長を決定（延長年数については未定）したが、上記の実情により、回収には引き続き困難を伴うことが想定される。
- また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コストが生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の 1/3 の財政負担が自治体に生じる状況にある。
- 東日本大震災から 14 年が経過し、ハード面の整備については概ね終了したところであるが、被災者の心のケアについては、今後もなお継続した取組みが必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- これらの心の復興に向けた取組みについては、国の被災者支援総合交付金等の補助制度等を活用しているが、国より 2026 年度以降におけるこれらの補助対象事業

については、原則として一般施策に移行する方針が示された。

- 本市では東日本大震災の復興事業として防災集団移転促進事業を実施し、移転元 108.5ha 及び移転先 18.4ha の土地を買取り、移転先の土地を本市が移転者に貸付け、移転者が自己所有の住宅を建築している。住宅に相続等が発生し、土地の貸付相手方が移転者以外となる場合等は、事前に国から財産処分の承認を要する制度となっているが、事前に把握し、国の承認を得ることが不可能な相続において、相続日と承認日に時系列的な矛盾が生じている。
- また、生活困窮等により、やむを得ず住宅を売却せざるを得ない場合においても、国への申請から承認までに数か月を要している状況であり、移転者等の早急な生活安定の確保に支障を来しているとともに、今後の高齢化や世代交代により申請件数の増加も懸念されることから、事業完了から一定期間（道路施設等と同様に 10 年）を経過した場合は、国の事前承認が不要な「包括承認」の対象とすべきである。
- 国において、東京一極集中の是正のため政府機関の地方移転を推進している中で、2026 年度中に創設を目指す防災庁について、平時には総合的な防災対策の企画・立案、災害発生時には被災地のワンストップ窓口として復旧・復興に至るまでの総合調整を担うべく、出先機関を含む設置が検討されている。
- 本市は、東日本大震災からの「より良い復興」や「防災環境都市・仙台」の実現に向けて、市民・企業・大学など多様な関係者との連携による人材育成や研究・産業の活性化に取り組むとともに、震災遺構等の活用による伝承、防災教育を進めてきた。2023 年、国連本部で地方自治体として世界初となる仙台防災枠組中間評価を発表したほか、昨年度は、国連防災機関から国内で唯一の「MCR2030 レジリエンス・ハブ」認定を受けるなど、本市が有する防災・減災の高い知見とネットワークや、震災の経験や教訓を基に進めてきた防災環境都市づくりが国際的にも高く評価されている。加えて、2027 年には「アジア太平洋防災閣僚級会議」の仙台開催が決定したところである。また、大規模災害の都度、震災の経験を活かし職員を派遣する等、被災自治体の立場に立った支援を積極的に行っている。地理的にも首都圏からのアクセスが良く、鉄道、高速道路、港湾、空港などあらゆる交通の要衝であり、有事において首都機能をバックアップし広域的な災害対応の拠点となりうる優位性を持つことから、出先機関を含めた防災庁の設置候補先として適当である。

3 杜の都の豊かな環境の保全

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

要望項目

1. 地域脱炭素推進の取り組みに対し、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）活用後も、継続的な財政支援を実施すること
2. 脱炭素先行地域における脱炭素化モデルの創出に向け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）を最大限活用できるよう、国庫債務負担行為の設定、もしくは自治体による基金での運用を認めるなど、柔軟かつ自由度の高い交付金制度とすること
3. 公共施設の ZEB 化を推進するため、「脱炭素化推進事業債」について、地方単独事業ではない事業についても対象とするとともに、事業期間を延長すること。また、「学校施設環境改善交付金」について、断熱改修工事も考慮し上限額を見直すこと。併せて、学校施設を ZEB 改修する場合には、国庫補助を受けて整備した空調設備について、処分期限内であっても国庫補助の返還を求めない取り扱いとすること
4. 住宅の脱炭素化を促進するため、住宅の断熱基準について、地域の気候特性に応じたきめ細かなものとするよう見直すこと。また、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の ZEH 住宅補助において年度をまたぐ申請を認める等、柔軟な活用ができるよう交付要件を見直すこと
5. 製品プラスチックや使用済小型電子機器等の回収・リサイクル及び家庭用除湿器等の適正なフロン回収について、製造・販売事業者等が費用負担する仕組みを構築すること。また、構築されるまでの間についても十分な財政措置を行うこと
6. 再生可能エネルギーの普及促進と自然環境保全との両立に向け、大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業に対する国の考え方を示すとともに、森林地域における太陽光発電事業の開発・建築行為の抑止につながる仕組みづくりをすること

- 本市では、2022 年度に国の重点対策加速化事業に採択され、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、断熱性能の高い ZEH 住宅への補助や、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる中小企業者に対する太陽光発電設備の導入支援等を実施している。当該事業は計画期間が 2022 年度から 2026 年度までの 5 年間となっているが、2030 年度の温室効果ガス排出削減目標や 2050 年カーボンニュートラルの達成に向けては、今後も継続した地域脱炭素推進の取り組みが必要である。
- 家庭や事業活動からの温室効果ガスの排出量が多い本市においては、引き続き、高断熱住宅の普及や中小企業者の脱炭素化支援等を進める必要があるほか、新築建

建築物への太陽光発電の設置等を促進する新たな制度の導入に向け、現在、具体の制度内容の検討を進めているところである。こうした地域の実情に応じた独自の取り組みをより一層推進していくためには、自主財源のみでは困難であり、引き続き国の財政支援が必要である。

- 本市は 2023 年に脱炭素先行地域に選定され、対象エリアの電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロを目指している。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）は事業計画に基づいて毎年度交付されるが、民間補助を中心とした本市の計画の場合、需要家の状況により、計画通りの年度に交付金を執行できない場合がある。現在、本市に配分される交付金の多くが国の繰越予算となっているため、事業に遅れが生じた場合、翌年度に繰り越すことができず失効することとなり、エリア内の全ての需要家の CO2 排出実質ゼロの達成が困難となる可能性がある。
- 国の交付金事業は単年度で完了・実績報告を行う必要があるが、大規模なビルの場合、工事が複数年度にまたがるケースが多い。そのため、年度ごとに工事を分けて、年度末に支払い・完了検査・交付金支給等の手続きが必要であることから、少なくとも 2 か月程度、工事の空白期間が生じ、工期の延長によるコストの増嵩につながってしまう。国庫債務負担行為が設定された交付金として「業務用建築物の脱炭素改修加速化事業」があるが、再エネ交付金に比べ交付率が低く、本事業で活用することは困難である。都心部における既存ビルの省エネ・ZEB 改修というハードルの高い計画を遂行するためには、再エネ交付金を最大限活用する必要があり、需要家の実情に対応できる交付金制度が必要である。
- 本市では、市有施設を新築（改築）又は大規模改修する際には ZEB 化を図ることとしているが、「脱炭素化推進事業債」は、地方単独事業に限られていることや事業期間が 2025 年度までとなっているため、今後の計画的な ZEB 化の推進が図れない状況である。
- 学校施設の大規模改修における ZEB 化については、その後の温室効果ガスの排出やランニングコストの削減を踏まえると、できるだけ早い時期での ZEB 改修が効果的であるが、学校施設環境改善交付金（予防改修事業（20 年以上 40 年目未満））では、断熱改修工事を考慮した上限額となっていない。
- また、本市においては 2019 年度より文部科学省の国庫補助を活用して学校教室への空調設備を導入しているが、ZEB 化を図るうえでは空調設備の更新が必要であり、その場合、国庫補助の返還が発生するため、ZEB 化実施に支障をきたしている。
- 住宅の脱炭素化に向けては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正により 2025 年に断熱基準の適合が義務化され、2030 年までには ZEH 基準へ

と断熱基準の引き上げが予定されているが、引き上げ後の基準値は、寒冷な本市と東京、鹿児島がすべて同じ値であり、それぞれの気候を踏まえておらず、カーボンニュートラルの実現に向けては十分なものとはなっていない状況である。

- また、本市においては地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して断熱性能の高い ZEH 住宅の新築に対する補助を行っているが、単年度内で工事請負契約の締結から引き渡しを完了できる住宅のみが対象となっている。住宅の新築に係る契約は年間を通して行われるものであり、契約時期により引き渡しは次年度となる場合には補助対象とならないことから、当該補助金が活用されにくい状況となっている。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村は製品プラスチックの分別収集及び再商品化に努めるよう規定し、その費用は市町村の負担とされている。製品プラスチックの分別収集及び再商品化に係る経費の一部は特別交付税が措置されているものの、従来から分別収集を行うプラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、市町村の費用負担は非常に大きい。
- また、使用済小型電子機器等は、市民周知の広がりから回収量が増加傾向にあるが、昨今のプラスチック処理費高騰を受け、処分を逆有償で行っている状況であることから、自治体負担の増加が課題となっている。
- 家庭用の除湿器や冷水器等には、冷媒としてフロン類（代替フロンを含む）が使用されており、本市においては年間 2,200 台程度が市粗大ごみ処理施設に搬入されている。フロン類は二酸化炭素に比べて 100～10,000 倍以上の温室効果があり、少量が排出された場合であっても地球温暖化への影響が大きい。これらの機器はフロン排出抑制法や家電リサイクル法の対象外であり、廃棄時のフロン回収が所有者等に義務付けられていない。本市では、2022 年 9 月にフロン含有の除湿器等の破碎処理を停止し、自らフロン類の回収処理に着手したが、費用負担は大きい。
- 脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの普及促進は重要である一方、大規模な森林伐採を伴うメガソーラー事業は、自然環境保全や地域との共生の点で様々な課題がある。本市においても、約 600ha の広大な森林地域を事業地とした太陽光パネル工場建設構想が浮上しているが、自然環境や景観などに著しい影響を与える懸念から、周辺住民を中心に不安の声や強い反対意見があがっている。
- 森林地域を事業地とする太陽光発電事業に対する国の考え方を明確に示すとともに、立地を避けるべき区域の設定などによる適切なゾーニングに向けた措置や、森林法等の法令の強化により、森林伐採を回避し、遊休地などの適地への誘導に向けた仕組みづくりなど、国レベルでの対応が必要である。

Ⅳ 物価の高騰等による影響への支援

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省)

要望項目

1. 中小企業への資金繰りの支援等について、成長資金のより一層の拡充及び延長を行い、既往債務の返済猶予等の条件変更については、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。また、引き続き物価高騰や、米国の関税措置の影響等が見込まれる中においても、中小企業の適切な賃上げが進むよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の生産性向上や高付加価値化、販路開拓等の収益向上に資する取組みへの支援を強化すること
2. 民間事業者を含む公共交通事業者に対し、引き続き、減収対策及び燃料価格等の高騰のため増嵩した費用のほか、路線維持や経営支援に向けた財政措置を講じること
3. 地方自治体が継続的に物価高騰対策等を行うことができるよう、重点支援地方交付金を継続的に交付するとともに、財政力に関わらず、必要額を措置すること。また、使途の拡充や、翌年度への繰越手続きなど、柔軟かつ弾力的な運用を可能とすること。さらには、長期化する物価高騰により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること

- 物価の高騰等による地域経済全体の影響は非常に深刻であり、今後も長期的な下支えが必要と見込まれる。民間金融機関の資金繰り支援を受けるための中小企業信用保険法の認定について、本市は2022年度に486件、2023年度に509件認定しており、引き続き資金繰りに苦しむ事業者が多い。原油価格の高騰等により事業者の資金需要が高止まりする見通しであるとともに米国の関税措置による影響も考慮すると、返済に係る柔軟な対応が引き続き求められることから、金融機関に対する国からの継続的な働きかけが必要である。今般の物価高騰は賃金上昇を伴わないコストプッシュインフレによるもので、大企業と比べて原材料費高騰分を価格転嫁しにくい中小企業にとって、賃上げ原資確保も困難な状況である。中小企業が持続的な経営を行っていく上で、設備投資やITツールの導入などによる生産性向上の取組みや新商品開発などの高付加価値化への取組みに加えて国内外への販路拡大など、中小企業の成長を見据えた支援も重要である。
- 民間事業者を含む路線バス等の乗車料収入は、2023年度もコロナ禍前の水準に至らないなど、コロナ禍を契機とした行動変容等による減収が構造的な課題となっている。一方で、公共交通機関を運行する際に必要な経費である、自動車燃料費は高止まりの状況が続いており、公共交通事業者の経営を圧迫している。また、タクシー事業者についても同様の傾向である。さらに、いわゆる2024年問題による運

転士不足により、路線バスの維持が困難となっていることから、経営安定化に資する支援が必要である。

- 重点支援地方交付金について、これまで継続的に交付されてきたものの、本市の消費者物価指数は上昇し続けており、今後も物価高騰対策に多額の経費が見込まれることに加え、地域経済や市民生活に対する米国の関税措置による影響も懸念されることから、引き続き支援が必要である。また、人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要も大きい一方で、相対的に大都市への配分が少ない状況にあることから、財政力に関わらず必要かつ十分な支援を行うとともに、地域の実情に応じた施策を機動的に実施できるよう、使途の拡充や翌年度への繰越手続きなど、柔軟かつ弾力的な運用を可能とするなどの対応が求められる。さらには、保育所運営費等の物価高騰の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられるため、時機を逃さずに適切に物価上昇分を反映させる必要がある。

V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

1 不登校対策の推進に向けた支援の充実

(文部科学省)

要望項目

1. 様々な課題を抱え、不登校となっている児童生徒や登校に不安や悩みを感じている児童生徒及び保護者に対する相談対応を担う本市の校内教育支援センターである「ステーション」の取組みや専門職等の配置に係る財政措置を講じること
2. フリースクール等の学校外施設への運営支援や当該施設で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること

- 不登校児童生徒への対応は、本市でも喫緊の課題であり、教員以外のスタッフや関係機関との連携も含め国における支援体制の一層の充実が求められる。本市では、個々の生徒の状況に応じ、きめ細かな支援を行うため、中学校に専任教諭を配置する「ステーション」を設置してきた。2024年度は小学校にも「ステーション」の配置を進めている。国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)においても、「居場所」の必要性や「学びの場」の確保、学べる環境を整え、一人一人に応じた多様な支援の必要性が述べられている。「ステーション」を配置することで、専任の担任の配置による安心感を得ながら、学習や活動等に取り組むことができ、再登校率が向上する等一定の成果を上げているが、後補充に係る人件費や学習環境を整えるための施設整備等の課題がある。
- 教育機会確保法では、国が「教育機会の確保のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずる」ものとされており、国において制度の研究と構築を進め、自治体での事業実施に向けた財政措置を講じることが必要である。「登校という結果のみを目標とすることなく」と「多様な学びの場の確保」との法の趣旨から、不登校児童生徒が民間のフリースクール等で学べる環境を整備している。また、国が学びの多様化学校の設置を進める中、本市では、民間の学びの多様化学校が開校し、利用する不登校児童生徒への経済的支援を求める声が多く上がっており、本市においては2024年度から、一定の条件を満たす場合、児童生徒がフリースクール等の学校外施設に通所する際の交通費の一部補助を行っている。国において、フリースクール等の学校外施設の運営や当該施設に通所する児童生徒に対し、更なる支援が必要である。

2 教職員体制の充実

(文部科学省)

要望項目

1. 多様化する教育課題に対応することに加え、教員の働きやすい環境づくりを図るため、小学校における教科担任制の対象教科の拡大等により、教職員の各種加配定数を改善するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置を国庫負担の対象とするなど、国庫負担金の対象拡大を図ること
2. 教員が児童生徒一人一人に向き合える環境づくりを進めるため、中学校における 35 人以下学級を確実に実現するとともに、特別支援学級に係る学級編制標準の引き下げを図ること
3. 優れた教員を確保し、教育水準を維持向上していくため、更なる教員の処遇改善を図るとともに、その実現にあたっては、既存の手当の一律の減額・廃止等を原資としないこと
4. ALT の効果的な活用による外国語教育の充実を図るため、JET-ALT 以外の ALT に係る費用について、適切な財政措置を講じること
5. 生徒が持続可能なスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、生徒が主体的に休日の活動を選択することができるよう、自治体が活動環境の整備や保護者への支援を行うに当たって、財政措置をはじめとする支援を行うこと

- こどもを取り巻く環境の変化とともに、GIGA スクール構想や新学習指導要領、いじめや不登校への対応など、教育課題や学校に求められる業務は多様化している。このような背景から、教員の負担は増加しており、本市では、校務の効率化や外部人材の活用等を進めているが、なお教員の時間外労働は高い水準となっている。様々な課題に対応しつつ、児童生徒に対し効果的な指導・支援を行っていくためには、教職員体制の更なる充実が求められる。
- 本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等（180 校）や前述の在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭（60 校）など、教育課題に応じた人員体制の拡充を独自に進めてきた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置も進めているが、自主財源を活用した取組みには限界があり、政令加配の増加等、教職員定数の充実が必要である。また、心のケアをはじめとした児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の改善が必要である。
- 国が示す小学校専科指導のための加配のうち、中心となる項目では対象教科が外国語・算数・理科・体育に限定されており、特に算数・理科で条件を満たす教員の

確保に苦慮している状況である。学級担任の持ちコマ数の軽減という本来の目的を考えると、学校現場でより柔軟に教員配置ができるよう、加配の要件について、対象教科の拡大または制限の撤廃が必要である。

- 国における養護教諭の配置基準は小学校 851 人以上、中学校 801 人以上の児童生徒がいる場合 2 名となっているが、心のケアをはじめとした児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の改善が必要である。また、同様に学校事務職員の配置基準は小学校 27 学級以上、中学校 21 学級以上の場合に 2 名となっているが、学校における総務・財務等の専門性を活かし、管理職を補佐して学校運営に積極的に参画するために、学校事務職員の配置基準の改善が必要である。
- 小学校については、国の学級編成標準上、2025 年度からすべての学年で 35 人以下学級が実現する。中学校については、2024 年 12 月に文部科学大臣と財務大臣の間で「教師を取り巻く環境整備に関する合意」がなされ、2026 年度から中学校 35 人学級への定数改善を行う方針が示されたところ。本市では、独自の教員配置により中学校全学年で 35 人以下学級編制を実施しているが、義務教育に係る教員の給与等については国庫負担が原則であることから、この確実な実現を求めることが必要である。
- 特別支援学級についても、必要な支援・指導が複雑化・高度化する中で、小中学校の特別支援学級の学級編制標準は、1993 年以降変更が無く 1 学級 8 人のままとされており、実情を十分に踏まえ、学級編制標準の引き下げを図ることが必要である。
- 学校教育の成否は教員の力に大きく依るもので、教育水準の維持向上には、高い資質能力を身につけた教員の安定的な確保が不可欠である。優秀な人材を確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くおそれがある。
- 労働基準法の定める時間外勤務手当が適用除外され、一律の教職調整額の支給に留まるなど、教員の処遇と勤務実態の乖離が教員志望者の減少の一因にあると指摘されており、現在の教員の勤務実態を踏まえた上で、教職調整額そのものの見直しや、管理職手当の引き上げなど実態に見合った処遇の見直しを行う必要がある。
- 教員の処遇改善については、2025 年度からの教職調整額の引き上げや学級担任への義務教育等教員特別手当の加算等の方向性が示された一方、一部の手当（多学年学級担当手当や義務教育等教員特別手当）は廃止や減額の方針が示された。
- 今般の教員の処遇改善は、処遇と勤務実態の乖離が教員志望者の減少の一因となっていることを踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度の確立を目的に導入されるものであ

り、処遇改善の効果が相殺されるような既存の手当の減額・廃止等を行うべきではない。

- 本市では、新たに取り組むこととしている国際的な視点に立った教育の実施に向けて、2025年度より段階的にALTを増員し、2027年度までに全小学校へのALT配置を完了させる予定である。
- JET-ALTは、任用にあたり自治体が入出国時の住民票作成や口座開設等の事務手続き、アパートの立会いなど生活支援に係る業務を担う必要があり、そのために必要なアパート借上げ等の費用や対応する職員の人件費が別途必要であり、事務負担も大きい。こうした自治体負担の観点から、業務委託ALT等の活用が優位である場合が多いが、国の財政支援はJET-ALTに限られているため、それぞれの自治体の任用方法に合わせた適切な財政措置を要望する。
- 本市では2024年度に部活動地域移行検討協議会を設置し、検討を行っているところであるが、地域移行の受け皿となる地域クラブや指導者の確保、受益者負担と公的負担のバランスの検討等の課題がある。持続可能な環境を整備するため、地域クラブの設立・運営に必要となる費用に関しては、国において十分な財政措置を行うことが必要である。また、既存の部活動における専門的な指導者の確保や部活動に係る教員の負担軽減も引き続き行っていく必要があることから、国による部活動指導員制度の継続など、人材確保に係る支援も求められる。
- 加えて、生徒が主体的にスポーツ・文化芸術活動を選択できるよう、保護者への支援、特に経済的に困窮する世帯への支援については、各自治体の財政状況等により格差が生じないように、国において制度創設や必要な財政措置の早期実現が必要である。

3 子育て環境の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

要望項目

1. こどもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと。併せて、学校給食費について全国一律の制度創設と、全額を国庫負担とするよう必要な財政措置を講じること。また、自治体で必要な準備が行えるよう、制度周知から実施までに十分な期間を設けるとともに、中学校を含め、全ての児童生徒を対象とした早期実現を図ること
2. 保育の質の向上のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充等により保育士確保策を講じながら、保育士配置基準の継続的な見直しに取り組むとともに、地方自治体が独自に実施する保育士配置基準の改善に要する施策に対する財政支援措置を講じること。併せて、放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
3. 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに生じた事務負担等に対する助成や実態に即した加算額の設定など、必要な財政措置を行うとともに、保育所等の利用者負担額について、地域間格差が生じることの無いよう、国において統一的な軽減策を講じること
4. 全国一律に実施される児童手当に要する経費は、本来国の責任において全額を負担すべきものであるため、地方負担を見直し、事務費を含めた所要の経費全額を国庫負担とすること
5. 夏季における児童の生活の場、遊び場としての環境を整えるため、児童館遊戯室へのエアコン整備について、補助対象を拡大するなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
6. 乳児等通園支援事業の実施にあたり、利用時間について、利用者にとっての使いやすさや、こどもと保育士等の負担軽減、こどもの育ちを支える観点等を考慮した適切な上限時間を設定すること。また、事業実施にあたり十分な財政措置を講じること

- こどもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、国と自治体が共同で検討体制を構築し、統一的な子ども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、学校

給食費においても全国一律の公費負担制度を創設するとともに、全額を国庫負担とするよう必要な財政措置を講じるべきである。国においては、小学校を念頭に、2026年度に無償化を実現するとの方向になっているが、自治体が必要な準備ができるよう、国における早期の制度設計の周知が必要であり、また、中学校を含めた早期の実現を図るべきである。

- 国は2024年4月に3歳児以上の保育士配置基準の改正を実施したが、1歳児の配置基準の見直しについては、2025年度以降とされている。保育士等の賃金については、公定価格のプラス改定等により段階的に改善が図られているが、全産業と比較すると依然として水準が低く、保育士不足による職員の確保が困難な状況は続いている。
- 放課後児童支援員の処遇改善については、子ども・子育て支援交付金の「処遇改善等事業」及び「キャリアアップ処遇改善事業」において、一定の財政支援が図られており、2019年度から2021年度にかけて、交付金基準額の引き上げが一定程度なされ、2022年2月には放課後児童支援員等の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置が実施されたほか、2024年度には常勤職員の放課後児童支援員2名を配置した場合の補助基準が新設されたが、他の職種と比較すると未だ給与水準は低く、十分な財政措置とは言い難い。放課後児童支援員等の人材確保に向けて、全国共通の課題として国の責任において取り組むべきものであり、当該交付金等による更なる財政措置の拡充が必要である。
- 幼児教育・保育の充実を図るため、保育所等における利用者負担額については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、各地方自治体が完全無償化や第2子以降の無償化など独自の軽減策を講じた結果、都市間競争を招き、保育所等の利用に対する費用負担に地域間格差が生じている。
- 子ども・子育て支援施策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな地方単独事業が組み合わせることが効果的であるため、児童手当の拡充のように、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すべきである。
- 記録的猛暑が続く昨今、児童館において、熱中症予防と活動スペースの確保を図るためには、全居室へのエアコン設置が不可欠となっているが、本市においては、天井が高い構造となっている遊戯室について、エアコンが未設置となっていることから、2026年度にかけて、全ての児童館遊戯室へのエアコン設置工事を進めている。当該工事には多額の費用を要するため、財源確保のためには国の補助金等の活

用が必要となるが、既存の児童厚生施設の大規模修繕等に係る交付金において、現在本市が進めている壁掛け式や天井吊り下げ式などの後付け工事による設置方式が認められていないほか、児童クラブの環境整備に係る交付金においては、補助額がわずかとなり本市の財政負担が大きくなることから、補助要件の緩和や財政措置の更なる拡充が必要である。

- 乳児等通園支援事業について、2026 年度からの本格実施（給付化・全自治体で実施）に先駆けて、本市では 2024 年度に試行的事業を実施している。試行的事業実施事業者からは、月 10 時間以内の利用ではこどもが集団生活に慣れるのに時間がかかり、こどもや保育士等にとって負担が大きいことや、「こどもの育ちを支えていく」という支援につなげにくい等の意見があることから、適切な上限時間を設定する必要がある。また、実施にあたって事業者に対して行政から支払われる費用について、試行的事業では 1 時間あたり 850 円であり、2025 年度は単価の引き上げ（900 円～1,300 円）が行われたが、試行的事業実施事業者からは、利用前の面談や利用予約への事務対応の負担が大きいなどの意見があり、事務負担分を考慮してもなお十分な費用とは言えないと考える。あわせて 2025 年度の事業では実際の利用につながらなければ事業者が費用が支払われないことから、十分な財政措置による事業者の負担軽減を考慮する必要がある。

4 福祉環境の充実

(内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省)

要望項目

1. 地域の実情に応じた柔軟な介護人材確保の取組みが可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に係る指定都市への配分枠確保をはじめとした財政措置を講じること。また、介護職員等の更なる処遇改善及び介護事業者の安定的な事業運営に向けた、より適切な介護報酬を設定するとともに、被保険者や自治体の負担軽減を図るため、十分な財政措置を講じること
2. 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと
3. 困難な問題を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること
4. 新型コロナウイルスワクチン及び带状疱疹ワクチンの定期接種に当たって、高額なワクチンによる自己負担額や自治体の負担増加へ最大限配慮し、国費による接種費用への財政措置を行うこと

- 地域医療介護総合確保基金は、国の財源等をもとに都道府県が設置しており、その活用方針も設置主体に委ねられていることから、介護事業所が集積する指定都市特有の事情を踏まえた柔軟な介護人材確保事業の展開ができないことが課題となっている。また、介護職員等の賃金は全産業と比較すると依然として水準が低く、離職率が高いことに加え、継続的な物価高騰が介護事業者の経営に影響を及ぼしている。
- 住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、生活保護制度においては要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。生活困窮者自立支援マニュアルにおいては「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら住居確保給付金が受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなってしまい、結果として生活保護制度が優先されていることとなる。
- 2022 年度に本市が独自に実施した若年女性を対象とした実態調査からは、安心できる居場所の確保とアウトリーチ支援が、困難な問題を抱える女性への支援として重要であることが明らかになった。本市ではどちらの事業も内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し事業実施しているが、当該交付金では新規事業を優先して採択される旨が示されており、継続事業の安定した財源とは言い難い。加えて、2024

年４月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、地方自治体は民間団体の援助に努めるものとされており、援助に要する安定した財源が必要である。

- 新型コロナウイルスワクチン及び帯状疱疹ワクチンの価格は高額な水準であるため、市民の自己負担が増加し、その軽減のために公費助成を行う自治体の負担も増加する。その結果、自治体の財政状況により地域間の自己負担額に差が生じ、自己負担額が高額となる自治体では接種を控えざるを得ない者が多くなることが懸念されるため、国費による財政措置が必要である。

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

1 公共施設やサービスの持続的な提供

(総務省、文部科学省、国土交通省、環境省)

要望項目

1. 道路や上下水道施設等の老朽化したインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、確実に柔軟な財政措置を講じること。また改築を伴わない既存学校施設（プール）の取壊しに際しても国庫補助対象としての措置を講じること
2. 2026年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること
3. 持続可能な公共交通ネットワークの確保に向け、地域公共交通の運行実績等に応じた十分な財政措置を講ずること
4. ごみ処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金の事業採択年度の先送りをしないこと。また、交付対象経費の上限設定を近年の物価高騰等を踏まえ実情に合わせて適宜見直すこと

- 道路や橋梁、上下水道施設などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、所要の財源の確保が大きな課題である。2025年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因すると思われる大規模な道路陥没なども踏まえると、インフラ施設の適切な維持管理・更新の必要性はより高まっており、確実な財政措置が必要である。
- 学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のため、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代に応じた機能改善を図る必要がある。国は公立学校施設の老朽化対策や防災機能強化を推進するため、令和6年度補正予算にて予算化したところであるが、未だ交付金の改築単価と実勢単価の乖離が大きい事業があること、予算活用の制約が大きいことなど、事業遂行への影響が危惧される。さらに、2025年度の交付金の当初事業内定においては、多くの事業が未採択となった。その中にはすでに工事を実施しているものもあり、財政的な支援がされない中で事業を継続するためには本市単独による財政負担が必要となり、今後の教育環境の整備に多大な影響が懸念されることから、確実な財政措置が必要である。
- また、「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について

（令和 6 年 7 月 10 日 6 文科初第 885 号）」において、「学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられます。」とされており、今後、プールの改築を伴わない取壊しのみの対応が考えられる。

- 公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債は、2026 年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組む必要がある。これらの取組みは公共施設のみならず庁舎等の公用施設でも重要だが、公用施設は当該地方債の対象に含まれていない。
- 地域公共交通を支える乗合バス事業者においては、新型コロナによる運賃収入の減少や、原油価格高騰等による経費の増加、運転士不足などにより、全国的に厳しい経営状況となっており、本市においても運行廃止や減便を余儀なくされている。地域公共交通の確保維持改善のためには、乗合バス事業者に対する行政の支援が必要不可欠であり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び特別交付税による適切な財政措置が必要である。
- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助対象経常費用の算定にあたっては、「運行事業者の経常費用（実績額）」または「地域区分ごとに設定される標準経常費用」の安価な方が適用となるが、設定される標準経常費用が本市運行事業者の経常費用より著しく安価であるため、「地域区分ごとに設定される標準経常費用」が適用となる場合がほとんどであり、十分な財政措置が得られず、本市や運行事業者の多大な負担となっていることから、運行事業者の実績に見合った標準経常費用とすることにより、その乖離是正を求める。
- また、地域公共交通利便増進実施計画に基づき地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、補助対象地域内幹線系統に接続する場合には、交通不便地域等如何に関わらず、地域公共交通確保維持改善事業費補助金が活用可能となる。一方で、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とされており、政令市・中核市の場合は交通不便地域の人口を基に算定され、補助対象となるカバー圏域と乖離があることから、実際に活用される圏域に応じた対象人口への是正を求める。
- あわせて、乗合バス事業の維持に要する財政負担が増している中、特別交付税については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助対象経費とならない本市負担分が措置の対象となるが、財政力指数により措置額が一定の率で控除されるため、十分な特別交付税措置が実施されていないことから、控除の廃止を含めた措置

率の拡大を求める。

- 本市のごみ処理施設である今泉工場（1985 年竣工、稼働年数約 40 年）は、これまで二度の基幹的設備改良工事による施設の延命化を図ってきたところであるが、建物・設備の老朽化が著しく、更なる延命化は不可能と判断し、現在、施設の建て替えについて 2032 年度の新工場（想定施設規模約 300 トン/日）の稼働を目途に検討を進めているところである。
- 国においては、2023 年 5 月通知において循環型社会形成推進交付金の事業採択年度の先送り、2024 年 3 月通知において従前設定の無かった交付対象経費の上限額設定などを提示しているが、採択年度の先送りは現工場の更なる稼働延長による各種機器・設備の故障リスクの深刻な増大を招き、また、交付対象経費の上限が適切に見直されなければ自治体の自主財源負担が数十億円規模で増加し事業実施の遅延に直結するものであり、引いてはごみ処理施設の円滑な整備と安定的なごみ処理体制の構築に著しい支障をきたすものである。

2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

要望項目

1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保し、物価高騰等に伴う財政需要についても、必要な財政措置を行うこと。また地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を適切に反映するとともに、特別交付税における財政力補正を見直すこと
2. 臨時財政対策債制度について、特例期間を延長せずに終了するとともに、地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引き上げなどにより対応すること。また、過年度分の残高に係る元利償還金相当額については、引き続き基準財政需要額に確実に算入すること
3. 次期地方制度調査会において、指定都市制度の果たす役割や大都市制度のあり方の調査審議を諮問し、「特別市」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること
4. インターネット投票の導入など、有効な投票行動に結びつく対策の検討を行うとともに、郵便等投票の対象者拡大や投票立会人の報酬額の増額など必要な措置を講ずること

- 地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加など物価高騰等に伴う財政需要や地方税等収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。個別の算定については、大都市特有の財政需要を反映することはもとより、基準財政需要額の算定において大都市に対する削減を行わないことや事業所税に係る算入額を引き上げることなどにより、適切に行う必要がある。
- また、特別交付税の算定において、大都市であるが故に生じている経費があるにも関わらず、財政力指数による割落としが講じられている項目がある。特に市場事業への繰出金は、通常は対象事業費の7割が措置されるところ、本市の場合は1.5割に大きく減額されており、衡平の観点からもかけ離れている。今後本市で市場の再整備を控える中で、現行の規定では、本市財政への影響が大きいため、実態に即した算定方法に見直す必要がある。
- 令和7年度地方財政計画において、臨時財政対策債の新規発行額がゼロとされた

が、令和7年度までの間の地方債の特例制度として地方財政法に規定が残されていることから、令和8年度以降は制度としての臨時財政対策債を延長せずに終了させたい。また、地方交付税の法定率引き上げなどにより標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。併せて、本市でも、令和5年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の3割を超える状況であることから、これらの元利償還金相当額については、制度終了後においても確実に基準財政需要額に算入することで財政措置を行う必要がある。

- 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子高齢化が確実に進行している我が国の危機的状況において、指定都市が直面する行政上・財政上の問題に十分に対応できる制度ではない。そのため、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めるとともに、国が設置した「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」や「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における「特別市」制度に関する議論を、次期地方制度調査会での調査審議につなげ、その法制化を図るなど、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現する必要がある。
- 投票率の低下、とりわけ若年層の投票率が全国的に低い状況となっていることを踏まえ、インターネット投票の導入など、有効な投票行動に結びつく対策の検討を行う必要がある。また、郵便等投票の対象者を拡大し、選挙権を行使したくてもできない人が、選挙権の行使を容易にできるよう法改正を実施する必要がある。加えて、投票立会人についても、なり手不足が課題となっており、従事した際の報酬額も2025年度に改定が予定されてはいるが、昨今の人件費の上昇を鑑みると未だ低額であることから、適正な報酬額を支出することが可能となるよう財政措置が必要である。

